

町有施設対応方針改正の運用について

1. 施設の区分と対応案

町有施設の開館等に向けては、おおむね次により施設を区分し、それぞれの区分ごとの対応案を基本に、当該施設の目的、内容、利用状況、経営状況等に応じ個別に検討し対応することとする。

施設区分	利用者等 主に町内	利用者等 主に県内(*)	利用者等 主に県外
屋外施設	開館	開館	開館
屋内施設	開館	開館	開館
カラオケ、 スポーツジム	開館	開館	開館

(*)「県内」には、日常生活圏域の県外を含む。

2. 感染防止対策の徹底

感染者がふたたび増加傾向にあることから、以下の感染防止対策の徹底に努めること。

- (1) 共通事項：三密回避、身体的距離の確保、マスクの着用、消毒、換気等
- (2) 個別事項：「業種別ガイドラインについて」参照

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/guideline.html>)

- (3) 福井県の推奨する「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示に努めること。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/sutekka-.html>)